

# 福祉事務所からのお知らせです

## 難病等の方々も 障害福祉サービス等の対象となります

4月から障害者自立支援法が「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律」（障害者総合支援法）に名称が改正され、障害者の範囲に難病等の方々を加わりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等※の受給が可能となっています。（※障害福祉サービス、相談支援、補装具給付および地域生活支援事業）

**【対象者】** 対象疾患による障害がある方

**【手続き】** 対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）を持参のうえ、福祉事務所窓口で申請

**【対象疾患】** 130種類の疾患が対象となります。下記問い合わせ先にご確認ください。

## 育成医療の申請窓口が変わりました

今年4月以降、自立支援医療（育成医療）は市へ申請することになっています。

### 【育成医療とは？】

次のような障害・疾患のあるお子さん（18歳未満）が指定医療機関で手術等を受け、確実な治療効果を期待できる場合、事前申請に基づき医療費の一部を市が負担する制度です。

### ○対象となる障害の種類

▽肢体不自由、▽視覚障害、▽聴覚・平衡機能障害、▽音声・言語・咀嚼機能障害、▽心臓機能障害（入院のみ）、▽腎臓機能障害、▽小腸機能障害、▽肝臓機能障害、▽その他内臓障害、▽免疫機能障害

※保険診療の1割が自己負担となりますが、世帯の市民税額等によって月額上限があります。

問合先：福祉事務所福祉課福祉班（仁賀保庁舎） ☎ 32-3034

## 休館のお知らせとお詫び

### フレイト子ども科学館の火災

5月9日の早朝に、フレイト子ども科学館にて火災が発生しました。火元はエントランスホール内の授乳室と見られますが原因は調査中（9日現在）です。この火災によりエントランスホールのガラスが割れ、また全館に渡り煙が充満したことを考慮し、市では安全を最優先し休館することといたしました。各実験教室につきましても同様にお休みとさせていただきます。再開の時期は未定ですが、復旧の目途については、今後、広報や市のホームページ等でお知らせいたします。この度の火災により市民の皆さまに、ご不便をおかけすること、並びにご心配をおかけしたことに對しまして、深くお詫び申し上げます。今後、このようなことが起こらぬよう、市が管轄する全ての施設の安全点検に努めて参りたいと思っております。

なお、隣接するサイエンスパークやスマイルについては平常どおりご利用いただけます。

## 広げよう

### 地域に根ざした思いやり



生活に困ったり、支援を求めたいとき「どこに」「誰に」相談したらよいのか分からないということはありませんか。民生委員・児童委員は、そんなときに頼りになる身近な相談相手です。

にかほ市では、86人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員6人）が厚生労働大臣から委嘱を受け、無報酬で活動しています。任期は3年で、現在の委員の任期は平成25年11月30日までとなっています。



4月25日に行われた市民生児童委員協議会総会

## 民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手です

あなたの地域には必ず担当の民生委員・児童委員がいます

児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねています。主任児童委員を除く80人の委員には1人ひとりに担当する地域が定められており、市内全域を分担して活動しています。

各委員は担当する地域で、福祉に関する幅広い相談を受け付けています。相談内容に応じて、関係機関を紹介したり、情報提供を行っています。

昨年度、にかほ市の民生委員・児童委員が行った相談・支援は、延べ1,853件で、委員1人あたりの年間活動日数は、延べ113日となっています。

相談・支援内容を分野別に見ると、高齢者に関することが全体の7割近くを占めています。

### 秘密は守られます 安心してご相談ください

民生委員・児童委員には、法律により、秘密を守る義務が課せられています。相談内容が他に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

こんなときはご相談ください

- ▼高齢者の一人暮らしで生活に不安がある
- ▼福祉サービスの制度や窓口が分からない
- ▼病气やけがで生活に困っている
- ▼身体に障害があるので災害時の避難が不安
- ▼育児や子どものしつけで悩んでいる
- ▼近所で児童虐待・高齢者虐待が疑われる世帯がある
- ▼近所の高齢者宅に郵便や新聞がたまっていて安否が心配

民生委員・児童委員に

関するお問い合わせは

にかほ市福祉事務所

☎ 32・3034